

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下「マネロン及びテロ資金供与」といいます。)対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、以下の内部管理態勢構築に取り組んで参ります。

1. 管理態勢

当組合は、マネロン及びテロ資金供与に関して、経営陣の主導的な関与のもと、組合内の役割を明確に定め、関係部署連携のもと、組織全体で横断的な管理態勢の構築に努めます。

2. リスクの低減措置

当組合は、直面するマネロン及びテロ資金供与に係るリスクを特定、評価した「特定事業者作成書面（リスク評価書）」を策定し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 顧客管理

当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策のための各種法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。また、定期的に顧客情報や取引内容の調査・分析を行い、対応策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告や「取引フィルタリング」や「取引モニタリング」で検知した疑わしい取引を適切に処理し、当局に充てて速やかに疑わしい取引の届出を行う態勢を構築します。

5. 役職員の研修

当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策に関する知識習得・意識の向上を図るために、継続的な研修を行います。

6. 遵守状況の検証

当組合は、マネロン及びテロ資金供与対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、継続的に管理態勢の強化を図ります。

以上